

# ～不法就労防止のために～

○ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。



## 1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

## 2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと  
例) 留学生が許可を受けずに働くこと

## 3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと

※ 「永住者・特別永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」以外の在留資格者は、働く場所や仕事の内容が限定されます！！

## check

### ✓ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者

「不法就労助長罪」(3年以下の懲役、300万円以下の罰金)  
※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

### ✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

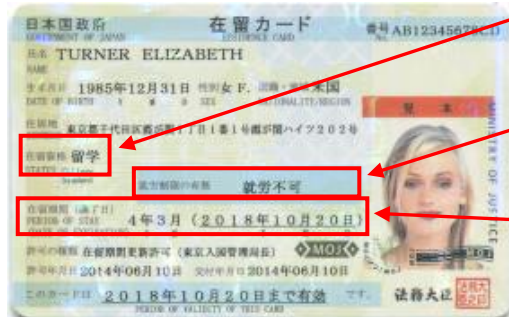
「労働施策総合推進法違反」(30万円以下の罰金)

確認しなきゃ



○ 外国人を雇用する際は在留カードを必ず確認しましょう。

### 【在留カード 表面】



在留資格  
→資格の確認

就労制限の有無  
→就労の可否を確認

在留期間(満了日)  
→期間を確認

### 【在留カード 裏面】



資格外活動許可欄  
→内容の確認

## POINT

近年は、精巧な偽変造旅券や偽造在留カード等の各種偽造証明書を行使するなどの不法入国者や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者が増加しています。

外国人雇用や在留資格等に関する相談・問合せは、出入国在留管理庁又は最寄りの警察署にお願いします。



在留カード等読取アプリ  
(出入国在留管理庁)